

兵庫県公報

平成22年6月29日 火曜日 第2196号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

| 告 示 | ページ |
|---------------------------------|-----|
| ○平成22年度職業訓練指導員試験の実施（能力開発課） | 1 |
| ○保安林の指定（豊かな森づくり課） | 3 |
| ○建設業者に対する行政処分（県土整備部総務課） | 3 |
| ○道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課） | 4 |
| ○道路の区域の変更（同） | 4 |
| ○都市計画の変更及び図書の縦覧（都市計画課） | 4 |
| ○道路の位置指定（建築指導課） | 4 |
| 公 告 | |
| ○特約業者の指定の取消し（税務課） | 5 |
| ○入札公告（同） | 5 |
| ○海洋生物資源の保存及び管理に関する兵庫県計画の変更（水産課） | 7 |
| ○大規模小売店舗の新設に関する届出（中播磨県民局） | 9 |
| ○大規模小売店舗の変更に関する届出（阪神南県民局） | 10 |
| ○同上（都市計画課） | 11 |
| 公安委員会告示 | |
| ○警備員指導教育責任者講習の実施 | 12 |

告 示

兵庫県告示第710号

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下「法」という。）第30条に規定する平成22年度職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。

平成22年6月29日

兵庫県知事 井戸敏三

1 免許職種、試験日時及び試験場所

| 区 分 | 免許職種 | 試 験 日 時 | 試 験 場 所 | |
|------------------|----------|------------------------------------|-------------------------------------|---|
| 学 科 試 験 | 指導方法 | 全職種 平成22年9月3日（金） 午前11時から正午まで | 兵庫県農業共済会館 神戸市中央区下山手通4丁 目15番3号 | |
| | 関連 学科 | 系基礎学科 | | 和裁科 平成22年9月3日（金） 午後1時30分から午後2時30分まで |
| | | 専攻学科 | | 和裁科 平成22年9月3日（金） 午後2時50分から午後3時50分まで |

なお、実技試験は実施しない。

2 試験の科目

| 免許職種 | 学 科 試 験 の 科 目 |
|------|--|
| 全職種 | 指導方法（職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導及び職業訓練関係法規） |
| | 1 指導方法（上記指導方法に同じ。） |
| | 2 関連学科 |

| | |
|-----|---|
| 和裁科 | (1) 系基礎学科 ア 裁縫知識（裁縫工程、裁縫用具及び見積り） イ 縫製法（縫製法及び縫製用材料） ウ 安全衛生（安全管理及び衛生管理） (2) 専攻学科 ア 和裁法（裁縫工程、和服の種類及び裁縫法） イ 被服学（被服史、被服論、被服科学及び服装美学） |
|-----|---|

3 受験資格

(1) 和裁科

次のアからウのいずれかに該当する者で職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号。以下「規則」という。）第46条の規定により実技試験の全部が免除されるもの

- ア 法第44条第1項の規定による技能検定に合格した者
- イ 規則第45条の2第2項及び同条第3項に規定する者
- ウ 職業訓練指導員試験の受験資格を定める告示（昭和45年労働省告示第17号及び昭和63年労働省告示第38号）に規定する者

(2) その他の免許職種

(1)のアからウのいずれかに該当する者で規則第46条の規定により実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科が免除されるもの

(3) (1)及び(2)にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができない。

- ア 成年被後見人又は被保佐人
- イ 禁錮以上の刑に処せられた者
- ウ 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から2年を経過しない者

4 合否判定基準

- (1) 指導方法、系基礎学科及び専攻学科のすべてについて満点の6割以上の得点があり、かつ、系基礎学科及び専攻学科の科目のすべてについて満点の5割以上の得点がある場合は、合格とする。
- (2) 指導方法について満点の6割以上の得点がある場合（(1)に該当する場合を除く。）は、指導方法に限り合格とする。
- (3) 系基礎学科又は専攻学科について満点の6割以上の得点があり、かつ、当該学科の科目のすべてについて満点の5割以上の得点がある場合（(1)に該当する場合を除く。）は、当該学科に限り合格とする。

5 受験手続

(1) 受験申請書類

- ア 受験申請書
- イ 受験資格を証明する書類

(2) 申請書類の提出先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県産業労働部政策労働局能力開発課公共訓練係

(3) 申請書類の提出期間

平成22年7月5日（月）から同月23日（金）まで

（受付は、午前9時から午後5時まで。土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

なお、郵送による場合は、簡易書留とし、平成22年7月23日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。

(4) 受験手数料

3,100円

手数料は、兵庫県収入証紙を受験申請書に貼付して納付するものとする。

(5) 受験票

受験申請書を受理したときは、後日受験票を送付する。

6 合格発表

平成22年10月1日（金）に兵庫県産業労働部政策労働局能力開発課入口に掲示するとともに県ホームページに掲載するほか、合格者に通知する。

7 その他

- (1) 受験申請書は、兵庫県産業労働部政策労働局能力開発課、各県民局及び公共職業能力開発施設において配布する。
- (2) 受験申請書の郵送を希望する者は、返信用封筒（角形2号）（宛先を明記の上140円切手を貼る。）を添えて、兵庫県産業労働部政策労働局能力開発課に申し込むこと。
- (3) 受験についての問い合わせ先
兵庫県産業労働部政策労働局能力開発課公共訓練係
電話（078）362－3367（直通）



兵庫県告示第711号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成22年6月29日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 保安林の所在場所
宍粟市山崎町大沢字野々谷1235の36から1235の38まで、1235の78
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字野々谷1235の36から1235の38・1235の78（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、西播磨県民局光都農林水産振興事務所及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第712号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成22年6月29日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 処分をした年月日
平成22年6月11日
- 2 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
商号又は名称 有限会社共田組
主たる営業所の所在地 神戸市長田区西尻池町5丁目3番14号
代表者の氏名 共田正雄
許可番号 兵庫県知事許可（般-17、19）第114725号
- 3 処分の内容
建設業法第29条第1項の規定に基づく許可の取消し
（土木工事業及びとび・土工工事業に関する一般建設業の許可）
- 4 処分の原因となった事実
有限会社共田組の代表取締役は、刑法（明治40年法律第45号）第208条（暴行罪）により、神戸簡易裁判所において、罰金10万円の刑を受け、その刑が平成21年5月30日に確定している。
このことは、建設業法第29条第1項第2号に該当する。



兵庫県告示第713号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成22年6月29日から供用を開始する。

その関係図面は、平成22年6月29日から2週間、阪神南県民局西宮土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成22年6月29日

兵庫県知事 井戸敏三

| 道路の種類 路線名 | 道路の区域 | | | | |
|--------------|-----------------------------|----|------------------|---------------|----|
| | 区 間 | 旧新 | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) | 備考 |
| 県道 西宮豊中線 | 西宮市芦原町75番1から 同市芦原町30番9まで | 旧 | 13.0から 24.0まで | 56.0 | |
| | | 新 | 16.0から 24.0まで | 56.0 | |



兵庫県告示第714号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成22年6月29日から2週間、阪神北県民局宝塚土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成22年6月29日

兵庫県知事 井戸敏三

| 道路の種類 路線名 | 道路の区域 | | | | |
|--------------|------------------------------------|----|-----------------|---------------|-----------|
| | 区 間 | 旧新 | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) | 備考 |
| 県道 塩瀬宝塚線 | 宝塚市切畑字ヒヨ畑2番2から 同市切畑字南宝山裏1番231まで | 旧 | 3.0から 4.0まで | 44.0 | 一部 予定地 |
| | | 新 | 3.0から 14.0まで | 44.0 | |



兵庫県告示第715号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更した。

なお、当該都市計画の図書は、兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。
平成22年6月29日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 都市計画の種類及び名称
阪神間都市計画下水道
猪名川流域下水道
- 2 都市計画を変更した土地の区域
伊丹市岩屋2丁目、尼崎市田能6丁目及び大阪府豊中市原田西町



兵庫県告示第716号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、その関係図書は、平成22年6月29日から西播磨県民局光都土木事務所まちづくり建築第1課において縦覧に供する。

平成22年 6月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 指 定 番 号 | 指定年月日 (平成年月日) | 道 路 の 位 置 | 幅 員 (メートル) | 延 長 (メートル) |
|-------------------|------------------|---|---------------|---------------|
| 第H22西播位置 0002号 | 22. 6. 16 | 宍粟市山崎町生谷字西垣内201番 7、202番 6 の一部、202番 7 | 6. 50 | 25. 70 |

公 告

特約業者の指定の取消し

兵庫県税条例（昭和35年兵庫県条例第63号）第107条第 3 項の規定に基づき、次のとおり特約業者の指定を取り消した。

平成22年 6月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 氏名又は名称 | 主たる事務所又は事業所の所在地 | 指定取消年月日 |
|-----------|------------------|--------------|
| 服部石油 株式会社 | 丹波市山南町谷川539番地の 1 | 平成22年 5月 1 日 |



入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成22年 6月29日

契約担当者

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 入札に付する事項

- (1) 業務の名称
県税徴収金収納事務
- (2) 業務の仕様等
入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 契約期間
平成22年12月 1 日（水）から平成25年11月30日（土）まで（3年間）
- (4) 入札方法
上記(1)の業務について、入札に付する。
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者か免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該業務の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 都道府県税又は電気料金、ガス料金、水道料金、電信電話料金その他これらに類する料金の収納の事務

を受託した実績を有していること(地方自治法施行令第158条の2第1項及び県税等に係る財務規則の特例に関する規則第8条第1項)。

3 申込書・入札書の提出等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県企画県民部企画財政局税務課 担当 丹羽

電話 (078) 341-7711 内線 2485

- (2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

平成22年6月29日(火)から同年7月13日(火)まで(土曜日及び日曜日を除く。)

午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

- (3) 入札・開札の日時及び場所

平成22年8月9日(月)午後1時30分 兵庫県庁西館1階 大入札室

- (4) 入札書の提出期限

上記(3)の入札・開札の日時に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「郵送等」という。)による入札については、平成22年8月5日(木)午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

契約希望金額(入札書記載金額の100分の105)の100分の5以上の額の入札保証金を平成22年8月5日(木)午後5時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

- (4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、申込書に前記2(5)の事実が確認できる書類を添付して、平成22年7月13日(火)午後4時までに前記3(1)の場所に提出すること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

- (5) 入札に関する条件

ア 入札書は、所定の日時及び場所に持参し、又は郵送等すること。

イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が平成22年8月16日(月)までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は、基本料金(3年間分。消費税及び地方消費税相当額を除く。)と予定件数に1件当たりの単価を乗じて得た金額(消費税及び地方消費税相当額を除く。)を合計した額を記載すること。

ケ 入札書に記載された金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(ロ) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオ

に違反し無効となったもの以外の者

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した役務を提供できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Toshizo Ido, Governor of Hyogo Prefecture

(2) Nature and quantity of the services to be required:

Prefecture tax collection money receipt clerical work consignment

(3) Contract period: December 1, 2010 – November 30, 2013

(4) Deadline for the submission of tender application forms:

16:00 July 13, 2010

(5) Deadline for tender:

13:30 August 9, 2010 by direct delivery;

17:00 August 5, 2010 by mail

(6) Person to contact concerning the notice :

Mr.Niwa, Tax Division,

Hyogo Prefectural Government 5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567

TEL (078)341-7711 extension 2485



海洋生物資源の保存及び管理に関する兵庫県計画の変更

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第7項及び同条第8項の規定により、海洋生物資源の保存及び管理に関する兵庫県計画を平成22年6月29日から次のとおり変更する。

平成22年6月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

海洋生物資源の保存及び管理に関する兵庫県計画

1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

本県は、南北に気象・海況の異なる瀬戸内海と日本海とに面しており、古くから多種多様な漁業が営まれている。

気候が温暖で、漁場に富む瀬戸内海では、小型底びき網、船びき網、中型まき網、刺網、一本釣などの多様な漁船漁業と、のり・わかめ・かき等の養殖業とが営まれ、都市近郊型の沿岸漁業地帯を形成している。近年の漁業生産量は、いかなごの生産量の変動に大きく左右されるものの概ね4万トン前後で推移しているが、かれい類、たちうお、さわら類、えび類は減少している。

冬季風浪が厳しく浅海域の少ない日本海では、沖合底びき網、中型いかつり等の沖合漁業を中心として、10トン未満の小型船によるいかつりや定置網等の沿岸漁業も活発に行われ、全国的にも有数の漁船漁業地帯を形成している。近年の漁業生産量は1万7千トン前後で推移しており、一時は300トンまで減少していたずわいがにの生産量が1,000トンを維持するようになってきているものの、総じて減少傾向にあり、特に、いわし類、まあじ、さば類及びべにずわいがにの減少が著しい。

このような状況の中、本県においては資源管理型漁業の推進を水産業振興の最重点方針に位置付け、栽培漁業の推進、沿岸・沖合域の漁場の整備、漁業者自らの手による資源管理の啓発などの施策を展開するとともに、操業隻数、操業期間及び操業区域の制限などの漁業の管理措置を行ってきたところである。

今後は一層海洋生物資源の保存管理を進めていくために、基本計画により決定された第1種及び第2種特定海洋生物資源の都道府県別の数量について、採捕実績及び操業実績の的確な把握に努めるとともに、県立農林水産技術総合センター水産技術センターを中心とし、国及び関係府県並びに関係漁業者と連携して、海洋生物資源に係る資源調査の充実強化を図るなど、適切な管理措置を講ずることとする。

さらに、第1種及び第2種特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き資源管理を行うため、従来からの資源管理型漁業を推進するとともに、早急に回復を図ることが必要な資源については、国及び本県が作成した資源回復計画に基づいた取組を関係漁業者の意見を十分に尊重し実施していく。

2 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

(1) 第1種特定海洋生物資源の平成21年の知事管理量は次のとおりである。

| 魚 種 | 管理の対象となる期間 | 数 量 |
|-----------|---------------------|-----|
| まあじ | 平成21年1月から平成21年12月まで | 若干 |
| まいわし | 平成21年1月から平成21年12月まで | 若干 |
| まさば及びごまさば | 平成21年7月から平成22年6月まで | 若干 |
| するめいか | 平成21年1月から平成21年12月まで | 若干 |

(2) 第1種特定海洋生物資源の平成22年の知事管理量は次のとおりである。

| 魚 種 | 管理の対象となる期間 | 数 量 |
|-----------|---------------------|-----|
| まあじ | 平成22年1月から平成22年12月まで | 若干 |
| まいわし | 平成22年1月から平成22年12月まで | 若干 |
| まさば及びごまさば | 平成22年7月から平成23年6月まで | 若干 |
| するめいか | 平成22年1月から平成22年12月まで | 若干 |

3 第1種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

(1) まあじ、まいわし並びにまさば及びごまさばが関係する主たる漁業は、中型まき網漁業及び定置漁業権に基づく定置漁業（以下「定置漁業」という。）であるが、中型まき網漁業については、現在の漁業許可隻数以上の許可を行わないこととする。

定置漁業についても、漁業権の切替及び設定に当たって現在の統数及び規模を維持することとする。

また、まあじについては、瀬戸内海の小型機船底びき網漁業についても漁獲量が多いので、これについても現状程度の許可隻数を維持することとする。

(2) するめいかの関係する主たる漁業は、5トン未満の沿岸いかつり漁業であるが、海区漁業調整委員会指示による規制措置を維持することとする。

(3) これらの結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

4 第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量について本県に定められた量に関する事項

第2種特定海洋生物資源の平成22年の知事管理努力量は次のとおりである。

| 魚 種 | 採捕の種類 | 海 域 | 管理の対象となる期間 | 漁獲努力量 (隻日) |
|-----|--------------------|------|------------------------------|---------------|
| さわら | はなつぎ網漁業 | 瀬戸内海 | 平成22年5月6日から 平成22年6月15日まで | 2,020 |
| | 刺網漁業 (さわら流し網漁業) | 瀬戸内海 | 平成22年4月20日から 平成22年6月15日まで | 3,140 |

5 第2種特定海洋生物資源知事管理努力量に関し実施すべき施策に関する事項

さわらの漁獲努力量については、瀬戸内海のさわらの採捕を目的とする流し網漁業及びはなつぎ網漁業の現在の許可隻数及び操業日数を上回らないように管理することとする。

6 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

- (1) 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに資源に関する調査・研究の充実強化を更に進めることとする。
- (2) 第1種特定海洋生物資源のまあじ、まいわし、まさば及びごまさば並びにするめいかについては、同業者組織を通じ、より一層漁業者の資源管理意識を向上させることとする。
- (3) 第2種特定海洋生物資源のさわらについては、国が作成した「サワラ瀬戸内海系群資源回復計画」に基づき、資源回復に向けた取組を推進するとともに、瀬戸内海広域漁業調整委員会指示による操業制限等の遵守について関係漁業者を指導することとする。
- (4) 配分のあった第1種及び第2種特定海洋生物資源以外の、まだい、かれい類、いかなごなどの本県の主要な魚種についても、漁業者自らの手による資源管理の推進について一層の啓発を行う。



大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成22年 6月29日

中播磨県民局長 網 谷 喜 明

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 (仮称) ドラッグコスモス恵美酒店
 所在地 姫路市飾磨区恵美酒212番4ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 名称 有限会社姫路造園材料センター
 代表者の氏名 杉 本 勝 利
 住所 姫路市飾磨区恵美酒212番
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 名称 株式会社コスモス薬品
 代表者の氏名 宇 野 正 晃
 住所 福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
 平成23年 2月15日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 1,324平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数
52台
 - (2) 駐輪場の収容台数
38台
 - (3) 荷さばき施設の面積
60平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の容量
13.5立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

| 小売業を行う者の氏名又は名称 | 開店時刻 | 閉店時刻 |
|----------------|-------|-------|
| 株式会社コスモス薬品 | 午前10時 | 午後10時 |

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前9時30分から午後10時30分まで
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数
入口1箇所、出口1箇所
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 8 届出年月日
平成22年6月14日
- 9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
- (1) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民局姫路土木事務所まちづくり建築課
- (2) 縦覧期間
平成22年6月29日から4月間
- 10 意見書の提出期限及び提出先
- (1) 提出期限
平成22年11月1日
- (2) 提出先
中播磨県民局姫路土木事務所まちづくり建築課
〒670-0947 姫路市北条一丁目98番地



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成22年6月29日

阪神南県民局長 中 西 一 人

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 スーパーサンエー杭瀬店
所在地 尼崎市杭瀬本町二丁目19番3号
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
名称 株式会社シジシージャパン
代表者の氏名 森 田 隆 夫
住所 東京都新宿区大久保二丁目1番1号
- 3 変更事項
- (1) 大規模小売店舗の名称
- ア 変更前
カナエ杭瀬店
- イ 変更後
スーパーサンエー杭瀬店
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- ア 変更前
名称 株式会社カナエ
代表者の氏名 小 原 亨
住所 大阪市東住吉区西今川三丁目1番21号
- イ 変更後
名称 株式会社シジシージャパン
代表者の氏名 森 田 隆 夫

住所 東京都新宿区大久保二丁目1番1号

- 4 変更年月日
平成20年11月28日
- 5 届出年月日
平成22年6月8日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神南県民局西宮土木事務所まちづくり建築課
 - (2) 縦覧期間
平成22年6月29日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限
平成22年11月1日
 - (2) 提出先
阪神南県民局西宮土木事務所まちづくり建築課
〒662-0854 西宮市樫塚町2番28号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成22年6月29日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 コープ高砂
所在地 高砂市松陽一丁目10番43号
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
名称 生活協同組合コープこうべ
代表者の氏名 浅田克己
住所 神戸市東灘区住吉本町一丁目3番19号
- 3 変更事項
駐車場の収容台数
 - ア 変更前
200台
 - イ 変更後
136台
- 4 変更年月日
平成23年2月8日
- 5 届出年月日
平成22年6月7日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課
 - (2) 縦覧期間
平成22年6月29日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限

平成22年11月1日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

公安委員会告示

兵庫県公安委員会告示第199号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「新規取得講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「規則」という。）第6条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「追加取得講習」という。）について、規則第2条の規定により、次のとおり公示する。

平成22年6月29日

兵庫県公安委員会

委員長 下村俊子

1 新規取得講習及び追加取得講習に係る警備業務の区分等

(1) 警備業務の区分

法第2条第1項第2号に規定する警備業務（以下「雑踏・交通誘導警備業務」という。）

(2) 実施日

ア 新規取得講習

平成22年8月2日（月）から同月9日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の6日間

イ 追加取得講習

平成22年8月5日（木）から同月9日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の3日間

(3) 実施場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館8階教育センター

(4) 修了考査の実施

新規取得講習、追加取得講習ともに、8月9日（月）に修了考査（新規取得講習は40問100分、追加取得講習は14問35分）を実施する。

2 受講定員

新規取得講習及び追加取得講習の受講者の合計で60人とする。

3 受講対象者

受講対象者は、講習の区分ごとに、次に掲げるとおりとする。

(1) 新規取得講習

受講申込日において、次のいずれかに該当する者

ア 最近5年間に雑踏・交通誘導警備業務に従事した期間が通算して3年以上ある者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（雑踏・交通誘導警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（雑踏・交通誘導警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上雑踏・交通誘導警備業務に従事しているもの

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（雑踏・交通誘導警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に係る合格証の交付を受けている者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（雑踏・交通誘導警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に係る合格証の交付を受けている警備員であって、当該合格証の交付を受けた後、継続して1年以上雑踏・交通誘導警備業務に従事しているもの

(2) 追加取得講習

法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（雑踏・交通誘導警備業務に係るものを除く。以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けている者で、次のいずれかに該当するもの

- ア 最近5年間に雑踏・交通誘導警備業務に従事した期間が通算して3年以上ある者
- イ 1級検定に係る合格証明書の交付を受けている者
- ウ 2級検定に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上雑踏・交通誘導警備業務に従事しているもの
- エ 旧1級検定に係る合格証の交付を受けている者
- オ 旧2級検定に係る合格証の交付を受けている警備員であって、当該合格証の交付を受けた後、継続して1年以上雑踏・交通誘導警備業務に従事しているもの
- 4 受付期間
新規取得講習及び追加取得講習ともに平成22年7月5日(月)から同月16日(金)までの間(土曜日及び日曜日を除く午前10時00分から午後5時30分まで)
- 5 申込先
兵庫県内の各警察署の生活安全課(生活安全第一課及び刑事生活安全課を含む。以下同じ。)
- 6 申込時の提出書類
- (1) 新規取得講習を受講しようとする者
- ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書1通
- イ 次に掲げるいずれかの書面
- (イ) 前記3の(1)のアに該当する者については、雑踏・交通誘導警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書
- (ロ) 前記3の(1)のイに該当する者については、1級検定に係る合格証明書の写し
- (ハ) 前記3の(1)のウに該当する者については、2級検定に係る合格証明書の写し及び雑踏・交通誘導警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書
- (ニ) 前記3の(1)のエに該当する者については、旧1級検定に係る合格証の写し
- (ホ) 前記3の(1)のオに該当する者については、旧2級検定に係る合格証の写し及び雑踏・交通誘導警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書
- (2) 追加取得講習を受講しようとする者
- ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書1通
- イ 指導教育責任者資格者証等の写し
- ウ 次に掲げるいずれかの書面
- (イ) 前記3の(2)のアに該当する者については、雑踏・交通誘導警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書
- (ロ) 前記3の(2)のイに該当する者については、1級検定に係る合格証明書の写し
- (ハ) 前記3の(2)のウに該当する者については、2級検定に係る合格証明書の写し及び雑踏・交通誘導警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書
- (ニ) 前記3の(2)のエに該当する者については、旧1級検定に係る合格証の写し
- (ホ) 前記3の(2)のオに該当する者については、旧2級検定に係る合格証の写し及び雑踏・交通誘導警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書
- 7 受講手数料
新規取得講習は38,000円、追加取得講習は14,000円相当額の兵庫県収入証紙を講習初日に納付するものとする。
- 8 受講日の携行品
筆記用具、印鑑及び参考書(警備業法令集等)
- 9 その他
- (1) 受講者の確定は先着順とし、受講定員に達した時点で申込みを締め切る。
- (2) 申込みは、受講しようとする本人が行うものとする。
- (3) 郵送による申込みは、受け付けない。
- (4) 受講者は、自己の本籍及び氏名を住民票等により確認し、受講申込書の記載に誤りがないようにすること。
- (5) 申込日に、警備業務経験通算年月について確認を行う。
- (6) 警備員指導教育責任者講習受講申込書については、兵庫県内の各警察署の生活安全課及び社団法人兵庫県警備業協会において配布する。

10 講習委託先

神戸市中央区御幸通 6 丁目 1 番12号 三宮ビル東館 8 階
社団法人兵庫県警備業協会

11 問い合わせ先

- (1) 兵庫県内の各警察署の生活安全課
- (2) 兵庫県警察本部生活安全部生活安全企画課
電話 (078) 341-7441 内線 3046
- (3) 社団法人兵庫県警備業協会
電話 (078) 252-0166